

～「生活の質向上・産業振興・雇用創出」に結びつく「温暖化・エネルギー対策」～

原発事故以降、化石燃料による火力発電に依存

【温室効果ガス排出量の増大】

◎同じエネルギー使用量でも
CO2は+24%

【エネルギーコストの増大】

◎燃料調達コストの増⇒毎年3兆円の国富が国外流出
◎エネルギーコストの高騰⇒事業者の経営、家計を圧迫

【2011(対前年)】

・エネルギー使用量
: ▲1.2%
・CO2排出量
: +6.0%
⇒省エネ努力消失

特に省エネが最も効果が高く即効性がある

ただし、
◎経済活動を制限したり、
生活の質を低下させる
省エネは進まない！

◎経済活動を損なうことなく、
生活の質を維持しつつ、
省エネを実現させる施策
が求められる！

【ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050】

◎目標 2020年▲25%(2005比)
◎実績 2011年▲1.0%(2005比) にとどまる

特に
◎家庭部門 +22.2% 対策の効果見えない
◎運輸部門 ▲ 5.0% 進捗スピード遅い
◎産業部門 ▲ 9.3% 中小規模事業所の
CO2削減効果が課題

【政策イノベーション】が必要⇒ナビ見直し

【トップランナー県として目指す目標】

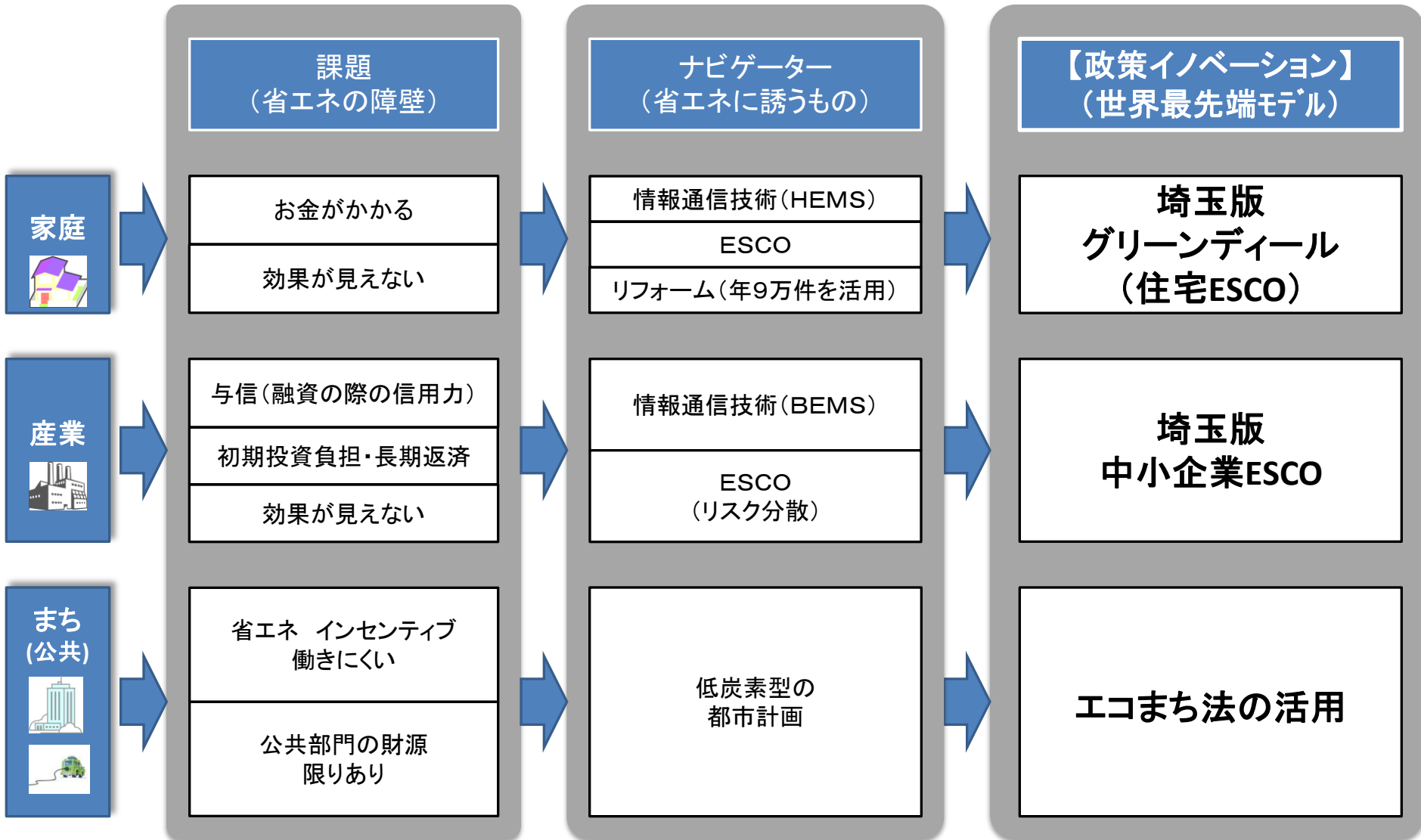
省エネ



- ① 暮らし向上
- ② 産業活性化
- ③ 雇用創出

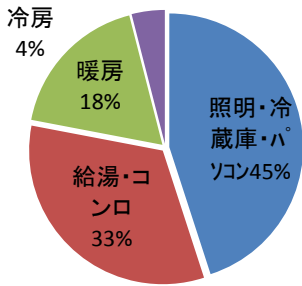
を同時達成
する！

～大胆な省エネ投資が必要～



～家庭部門の取組～

旧浦和市内家庭のエネルギー消費割合



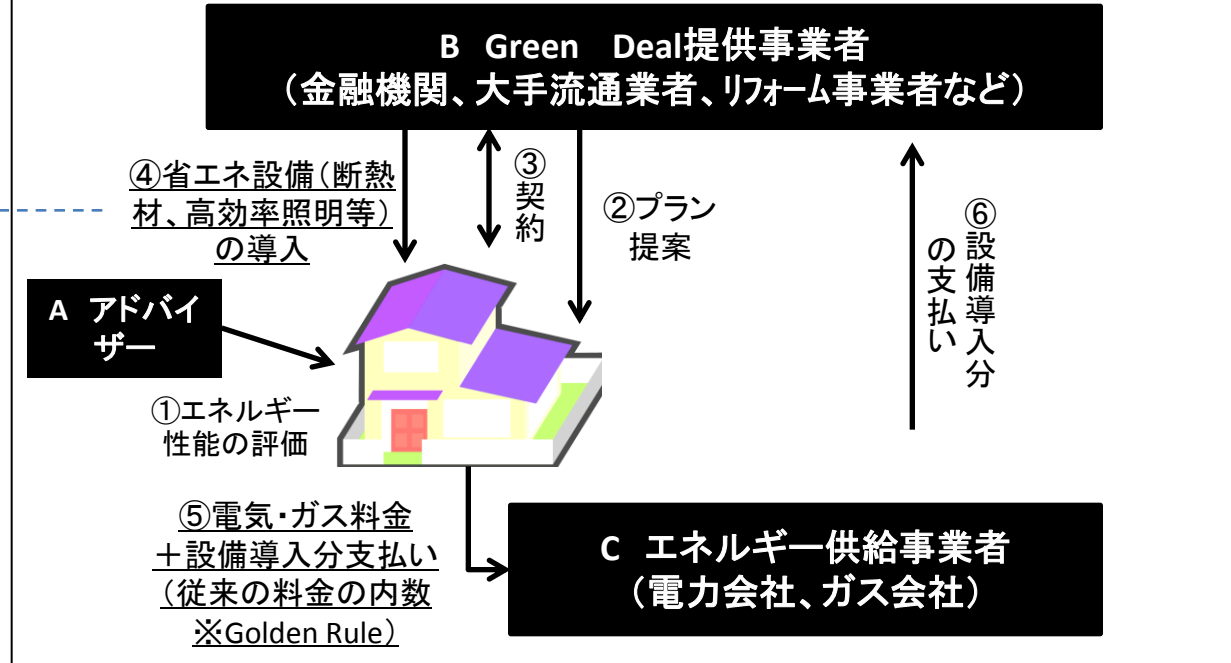
・家電製品(照明・冷蔵庫等)の割合多い
・冷暖房、給湯の割合も多い

| 省エネ設備等のメニューイメージ | | | |
|-----------------|----------|---------------|------------|
| 構造 | 二重ガラスの導入 | 壁外側への断熱材施工 | 壁内側への断熱材施工 |
| | 断熱床の導入 | 屋根裏と天井間に断熱材施工 | |
| 機器 | HEMSの導入 | 太陽光発電設備の設置 | 蓄電池 |
| | 省エネ家電の導入 | 太陽熱温水器の導入 | V2H(EV) |

埼玉版グリーンディール

(英)グリーンディール制度(2013年～)イメージ

家庭が省エネ設備を導入する際、その費用を設備導入による電気・ガス料金の軽減分から返済することで、初期投資の負担を負わずに設置することを可能にする制度(※)



他の事例

- 初期投資を抑える取組は現在のはやり
⇒ 中小ビルのESCO事業など(高口委員)
- 米では自治体が省エネ設備を購入し、固定資産税に上乗せして回収の例(高口委員)
⇒ 県では難しいか

英国の課題

- ※2013から始まったので情報少なし
- 長期的であり、リスクが非常に高い
⇒ 結果、実質的な返済金利は7% (通常のローンが4%程度)

県で行う場合の課題

- 料金回収の仕組み構築
⇒ エネルギー供給会社の協力は難しい
- リスク分担の仕組み構築
⇒ 中小企業よりも与信力がない
⇒ ESCO事業者は乗ってこない

～産業部門の取組～

1 現状 中小規模事業所の省エネ施策については、補助金・低利融資、省エネルギー診断などの施策を展開している。一方、エネルギーコストの増大、原発停止によるCO2の排出量が増大しており、中小規模事業所に対する省エネルギー対策を抜本的に実施する必要がある。

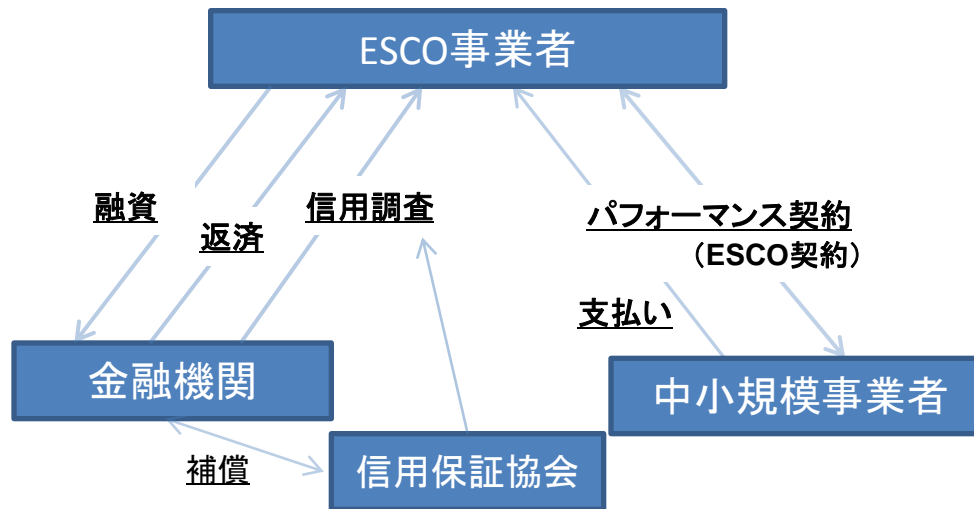
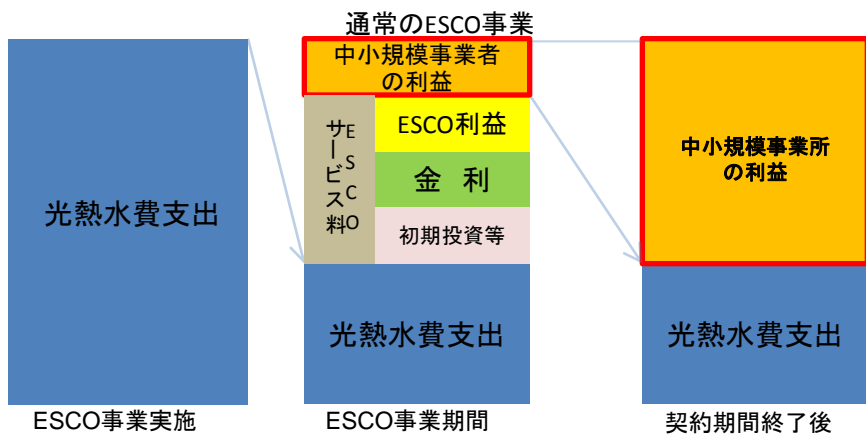
2 中小規模事業所の考え

- ・ 融資は低利であっても借金であり、抵抗意識がある。借金をしてまで省エネをする意識は乏しい。
- ・ 補助金はあっても、残りは自ら調達しなくてはならず、その資金を調達できない。
- ・ 中小規模事業所にとって、省エネは優先度が低い。設備は壊れるまで使用するのが原則。

3 対策 中小規模事業所が初期投資することなく、省エネ設備導入によるエネルギーコスト削減分で、中小企業の省エネ改修を第三者(ESCO事業者)が実施するESCO事業が最も適する。

4 対象 原油換算エネルギー使用量 年間500kl～1500kl未満 約1000社

・CO2の削減
 ・エネルギーコスト削減
 ・中小規模事業所の活性化
 → 一石三鳥を狙う取組



中小規模企業所向けESCOの課題

- ・ ESCO事業は設備等入れ替えによる光熱水費支出の削減分を基礎にしている。その規模が小さくESCOが成立しにくい。
- ・ 与信がないことから、金利が高くなりがちである。
- ・ 中小規模事業所がどれだけのエネルギーを使用しているかのデータがない

よって、中小企業向けのESCO事業はほとんど行われていない

課題に対する県の支援策(案)

- ① 融資(返済)に対する利子補給
- ② ESCO契約に対する補助(導入設備部分)
- ③ 信用保証協会に対する貸倒れ補てん
- ④ 中小規模事業者のエネルギーパフォーマンス調査

～まち全体の取組～

『エコまち法（都市の低炭素化の促進に関する法律）』概要

まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなど新視点を入れ、コンパクトなまちづくりに取り組むための法律

〈エコまち法に基づくコンパクトシティのイメージ〉

- ・市町村の低炭素まちづくり計画の策定支援⇒国庫補助を活用して整備
- ・県独自の取組+α(エネルギー・モビリティシェア、バイオマスプラント化など)

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ➡ 民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ➡ 建築物の新築等時の駐車施設設置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ➡ バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO2の排出抑制

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ➡ 樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ➡ 民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ➡ 占用許可の特例

建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

低炭素まちづくり計画 (市町村が作成)

- ◎ 現在のところ1市のみが作成を検討中
⇒ 県としてどのように支援できるか検討中

ここに、埼玉県独自の政策を +プラスできないか検討中

- ① エコと少子高齢化対策の観点
⇒ 多世帯同居住宅の普及
- ② エコと高齢者安心対策の観点
⇒ 独居高齢者の住宅活用
- ③ 一定規模以上建築物に省エネ・創エネ設備の導入を義務化